

沿岸広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年4月1日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大船渡綾里三陸線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
大船渡市赤崎町字大洞1番1地先から131番地先まで	新	m 78.6~17.4	m 420.0
	旧	205.0~28.1	420.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和5年4月1日から同年5月1日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大船渡広田陸前高田線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
陸前高田市広田町字小屋敷116番2地先から字大陽里62番1地先まで	新	A m 86.3~12.4	m 11,520.0
陸前高田市広田町字小屋敷116番2地先から字山田123番15地先まで	旧	A 52.0~5.0	2,870.0
陸前高田市広田町字山田123番15地先から字久保217番1地先まで		B 23.9~6.3	3,680.0
陸前高田市広田町字久保217番1地先から字前花貝77番1地先まで		C 19.3~6.0	3,060.0
陸前高田市広田町字前花貝77番1地先から字大陽里62番1地先まで		D 58.0~5.0	1,322.0
陸前高田市広田町字久保217番1地先から字大陽里62番1地先まで		E 86.3~12.4	3,697.0
陸前高田市広田町字小屋敷116番2地先から字前花貝73番1地先まで		F 64.5~16.4	965.0
陸前高田市広田町字山田112番地先から谷地104番1地先まで		G 86.6~13.9	1,395.0
陸前高田市小友町字浦田58番地先から米崎町字沼田58番1地先まで	新	A 85.9~12.1	5,310.6
陸前高田市小友町字浦田58番地先から米崎町字沼田58番1地先まで	旧	A 85.9~12.1	5,310.6
陸前高田市小友町字浦田58番地先から米崎町字沼田59番1地先まで		B	

番2地先まで		36.2~6.0	4,309.9
陸前高田市米崎町字沼田163番3地先から53番2地先まで	C	15.2~12.0	279.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和5年4月1日から同年5月1日まで

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 丸森権現堂線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
大船渡市大船渡町字宮ノ前6番6地先から38番4地先まで	新	B 21.5~12.9 m	m 150.0
	旧	A 12.3~3.7	102.0
		B 21.5~12.9	150.0
大船渡市大船渡町字下平5番8地先から56番4地先まで	新	B 25.3~18.0	104.0
	旧	A 6.3~4.8	105.0
		B 25.3~18.0	104.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和5年4月1日から同年5月1日まで